

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

2017 年 FFI 契約更新について

デロイトトーマツ税理士法人 US デスク

2024 年 2 月 13 日号

2024 年 1 月 17 日、内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、IRS のウェブサイトで公開されている [FATCA – FAQs General](#) のモデル 1 IGA への転換と FFI 契約の更新手続に関する FAQ（Conversions to Model 1 IGA and FFI Agreement Renewals）をアップデートし、FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act：以下「FATCA」）における 2017 年外国金融機関（Foreign Financial Institution：以下「FFI」）契約の更新に関する情報を公表した。

本ニュースレターでは、当該 FAQ で公表された 2017 年 FFI 契約の更新について概要を簡単に記す。

1. FFI 契約の更新について

2017年にIRSが更新したFFI契約（歳入手続2017-16）が2022年12月31日に失効済みであることに伴い、2023年1月1日以降に有効となる新FFI契約の公表が予定されていた。本件において、IRSによる新FFI契約の公表がないまま2024年を迎えたが、今般公表されたFAQでは、参加FFIがFATCA登録のウェブサイトにて、2024年12月31日、あるいは、2017年FFI契約に代わる新たな歳入手続の公表日のいずれか早い日まで登録を継続することにより、当該参加FFIが2017年FFI契約に合意したとみなすことを公表した。したがって、参加FFIは2024年FFI契約が公表されるまでの当面の間は、FFI契約の更新手続が不要となった。

当該 FAQ では報告モデル 2FFI、登録みなし遵守 FFI、及び、スポンサー事業体に関する個別具体的な FATCA ステータスにおける FFI 契約の更新手続について明示されていないものの、参加 FFI と同様に 2024 年 FFI 契約が公表されるまでの当面の間は、FFI 契約の更新手続が不要であると想定される。

ただし、当該 FAQ は、2024 年以降の当面の間において 2017 年 FFI 契約の条件への同意として取り扱うことを宣言しているものであり、FFI 契約の更新手続が免除される、あるいは、自動更新となるわけではないことに留意されたい。2024 年 FFI 契約については、今後公表されることが予想されることから、その時点で 2024 年 12 月 31 日を待たずに FFI 契約の更新手続が必要になることが想定される。

おわりに

当該 FAQ において、当面の間は追加手続をせずとも FFI 契約が継続されることが発表されたが、現段階では新たな FFI 契約に関する発表はされていないため、引き続き IRS の動向に注視が必要である。また、IRS は、FATCA に関する重要事項について、FATCA FAQ において公表する傾向にあることから、日本の金融機関においても、適宜内容を確認いただきたい。

デロイトトーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	添田 みほ子	mihoko.soeda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301